

議第1号

平成28年度京都市一般会計予算

平成28年度京都市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ727,698,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、130,000,000千円と定める。

平成28年2月24日提出

京都市長 門川大作

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1市	税	253,817,000 ^{千円}
	1市民税	110,275,000
	2固定資産税	102,454,000
	3軽自動車税	1,469,000
	4市たばこ税	9,673,000
	5特別土地保有税	5,000
	6入湯税	118,000
	7事業所税	7,152,000
	8都市計画税	22,671,000
2地方譲与税		3,323,000
	1地方揮発油譲与税	1,524,000
	2自動車重量譲与税	1,692,000
	3石油ガス譲与税	107,000
3府税交付金		39,044,000
	1利子割交付金	596,000
	2配当割交付金	2,140,000
	3株式等譲渡所得割交付金	1,513,000
	4ゴルフ場利用税交付金	32,000
	5自動車取得税交付金	714,000
	6軽油引取税交付金	4,066,000
	7地方消費税交付金	29,983,000
4地方特例交付金		724,000
	1地方特例交付金	724,000
5地方交付税		50,353,000
	1地方交付税	50,353,000

款	項	金額
6 交通安全対策特別交付金		千円 700,000
	1 交通安全対策特別交付金	700,000
7 分担金及び負担金		7,073,727
	1 負担金	7,073,727
8 使用料及び手数料		20,610,417
	1 使用料	14,887,778
	2 手数料	5,722,639
9 国庫支出金		139,895,662
	1 国庫負担金	110,109,468
	2 国庫補助金	29,011,894
	3 国庫委託金	774,300
10 府支出金		36,331,779
	1 府負担金	25,509,207
	2 府補助金	8,195,972
	3 府委託金	2,626,600
11 財産収入		5,316,452
	1 財産運用収入	2,271,251
	2 財産売却収入	3,045,201
12 寄附金		1,344,552
	1 寄附金	1,344,552
13 繰入金		8,715,490
	1 特別会計繰入金	355,344
	2 基金繰入金	8,360,146
14 繰越金		1
	1 繰越金	1

4 一般

款	項	金額
15諸 収 入		千円 68,571,920
	1 延滞金加算金及び過料	212,559
	2 市 預 金 利 子	6,600
	3 貸 付 金 元 利 収 入	4,438,902
	4 預 託 金 元 利 収 入	52,644,608
	5 受 託 事 業 収 入	434,400
	6 収 益 事 業 収 入	3,500,000
	7 雑 入	7,334,851
16市 債		91,877,000
	1 市 債	91,877,000
歳 入 合 計		727,698,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 2,179,000
	1 議 会 費	2,179,000
2 総 務 費		44,546,000
	1 総 務 管 理 費	33,503,173
	2 税 務 費	2,818,775
	3 統 計 調 査 費	92,779
	4 財 産 費	463,226
	5 選 挙 費	500,171
	6 監 査 委 員 費	11,201
	7 人 事 委 員 会 費	45,100
	8 大 学 費	1,465,024
	9 防 災 費	304,239
	10 総 務 施 設 整 備 費	5,342,312
3 文 化 市 民 費		20,030,000
	1 文 化 市 民 総 務 費	8,366,028
	2 文 化 費	3,619,221
	3 市 民 生 活 費	3,684,002
	4 共 同 参 画 社 会 費	737,278
	5 ス ポ ー ツ 振 興 費	1,057,888
	6 文 化 市 民 施 設 整 備 費	2,565,583
4 保 健 福 祉 費		321,313,000
	1 保 健 福 祉 総 務 費	64,016,543
	2 児 童 福 祉 費	79,194,479
	3 生 活 保 護 費	77,990,790
	4 障 害 者 福 祉 費	46,162,097
	5 老 人 福 祉 費	43,194,936

6 一般

款	項	金額
	6保健費	6,035,853
	7予防費	3,758,656
	8生活衛生費	594,517
	9保健福祉施設整備費	365,129
5環境費		30,942,000
	1環境総務費	11,705,634
	2環境保全費	690,584
	3ごみ処理費	6,656,953
	4ふん尿処理費	492,596
	5機材管理費	246,211
	6環境施設整備費	11,150,022
6産業観光費		61,226,000
	1産業観光総務費	3,260,061
	2商工振興費	2,604,932
	3中小企業対策費	52,281,712
	4技術振興費	1,106,402
	5観光費	705,824
	6農業費	596,445
	7林業費	544,351
	8産業観光施設整備費	126,273
7計画費		17,903,000
	1計画総務費	5,091,819
	2都市計画費	613,579
	3風致美観費	968,936
	4建築指導費	787,255
	5住宅政策費	1,772,752
	6住宅管理費	3,834,565
	7住環境整備費	4,834,094
8土木費		34,487,000

款	項	金額
		千円
	1 土木総務費	5,576,349
	2 駐車場費	255,480
	3 道路橋りょう費	5,542,119
	4 道路特別整備費	8,290,145
	5 河川排水路費	1,891,318
	6 都市河川整備費	1,160,454
	7 緑化推進費	2,742,555
	8 街路費	550,880
	9 重要幹線街路費	6,253,831
	10 土地区画整理費	1,331,937
	11 市街地再開発費	493,932
	12 受託工事費	398,000
9 消 防 費		22,152,000
	1 消防総務費	18,491,000
	2 消防費	2,495,000
	3 消防施設整備費	1,166,000
10 教 育 費		46,547,000
	1 教育総務費	27,573,973
	2 小学校費	4,317,628
	3 中学校費	2,352,676
	4 高等学校費	832,369
	5 幼稚園費	98,387
	6 社会教育費	2,003,244
	7 青少年科学センター費	102,698
	8 学校施設整備費	9,266,025
11 災 害 対 策 費		318,000
	1 農林災害復旧費	18,000
	2 土木災害復旧費	300,000
12 公 債 費		85,046,000

8 一般

款	項	金 額
	1 公 債 費	85,046,000 ^{千円}
13 諸 支 出 金		40,809,000
	1 公 營 企 業 費	37,070,000
	2 土 地 取 得 費	3,739,000
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出	合 計	727,698,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7計画費	1計画総務費	まち再生創造推進事業	17,000
	4建築指導費	建築指導事業	95,000
	5住宅政策費	住宅対策事業	5,000
	7住環境整備費	住環境整備事業	535,000
8土木費	3道路橋りょう費	交通安全施設整備事業	50,000
		道路改良事業	200,000
		橋りょう改修事業	100,000
	4道路特別整備費	道路特別整備事業	1,000,000
		交通安全施設整備事業	200,000
	5河川排水路費	河川改修事業	50,000
		幹線排水路改修事業	50,000
	6都市河川整備費	都市河川整備事業	450,000
	8街路費	幹線街路整備事業	200,000
	9重要幹線街路費	重要幹線街路整備事業	800,000
10土地区画整理費	公共団体区画整理補助事業	330,000	
10教育費	8学校施設整備費	学校施設整備事業	2,500,000

千円

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
土地開発公社借入金（元利金）債務の保証によって生じる保証債務	平成28年度から 平成33年度まで	千円 13,000,000
平成28年度における地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務	平成28年度から 平成38年度まで	元金1,169,000,000千円及びこれに対する利子相当額
市庁舎整備事業費	平成28年度から 平成32年度まで	25,000,000
芸術文化特別奨励金	平成29年度	6,000
平成28年度助成金等内定者資金融資制度損失補てん金	平成28年度から 債務消滅時まで	融資金の回収未済額
平成28年度文化財保護事業資金融資制度損失補てん金	平成28年度から 債務消滅時まで	次の各号に掲げる額の合計額 (1)融資金の回収未済額 (2)債務者が支払うべき約定利息額 (3)延滞割賦金のそれぞれに対して約定償還日の翌日から年利率14パーセントの割合を乗じて得た遅延損害金
旧三井家下鴨別邸管理経費	平成29年度及び 平成30年度	15,400
二条城ライトアップ事業費	平成29年度	5,000
区庁舎合築施設耐震改修工事費用負担金	平成28年度及び 平成29年度	101,334
京都市美術館再整備事業費	平成29年度から 平成31年度まで	10,139,178
元離宮二条城整備事業費	平成29年度	109,576
民間社会福祉施設整備助成事業費	平成29年度	846,600
児童福祉施設管理経費	平成29年度から 平成32年度まで	4,282,000

事 項	期 間	限 度 額
高齢者福祉施設管理経費	平成29年度から 平成32年度まで	千円 486,000
保健衛生施設管理経費	平成29年度から 平成32年度まで	268,800
子ども保健医療相談・事故 防止センター管理経費	平成29年度から 平成31年度まで	111,000
平成28年度看護師修学資金 融資制度損失補てん金	平成28年度から 債務消滅時まで	次の各号に掲げる額の合計額 (1)融資金の回収未済額 (2)債務者が支払うべき約定利息額 (3)延滞割賦金のそれぞれに対して約定償還日 の翌日から年利率14.5パーセントの割合を 乗じて得た遅延損害金
中央斎場人体炉改修工事費	平成29年度及び 平成30年度	1,169,800
家庭ごみ有料指定袋製造経 費	平成29年度	250,000
燃やすごみ等収集運搬経費	平成29年度から 平成32年度まで	1,232,246
し尿前処理施設再整備事業	平成29年度	389,000
平成28年度セーフティネッ ト融資制度損失補てん金	平成28年度から 平成49年度まで	小規模企業おうえん資金、災害対策緊急資 金、あんしん借換資金（緊急枠）、中小企業 下支え資金及び中小企業再生資金で、信用保 証協会が債務の保証を行ったことによって生 じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法 第5条の規定により支払を受けた保険金の額 を控除した額に対して、小規模企業おうえ ん資金及び災害対策緊急資金において100分 の80を、あんしん借換資金（緊急枠）及び中 小企業下支え資金において100分の65を、中 小企業再生資金において6分の1をそれぞれ乗 じて得た額の合計に相当する額
平成28年度政策支援融資制 度損失補てん金	平成28年度から 平成46年度まで	市関連認定制度資金、創業・経営承継支援資 金及び地域産業振興特区資金で、信用保証協 会が債務の保証を行ったことによって生じた 代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控 除した額に対して、市関連認定制度資金にお いて100分の100を、創業・経営承継支援資 金（事業転換・多角化及び事業承継分に限る。） において100分の80を、地域産業振興特区資 金において100分の65を、創業・経営承継支 援資金において100分の10をそれぞれ乗じて 得た額の合計に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
平成28年度事業成長・持続支援融資制度損失補てん金	平成28年度から平成43年度まで	^{千円} 信用保証協会が債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に対して100分の25を乗じて得た額
平成28年度企業立地促進制度補助金	平成28年度から債務消滅時まで	企業立地促進制度補助金及び京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金の交付対象者が納入する次の第1号及び第2号に掲げる市税の額並びに交付対象者が負担する第3号に掲げる経費の額並びに新事業創出型事業施設活用推進事業補助金及びベンチャー企業ステップアップ事業補助金の交付対象者が負担する第4号に掲げる経費の額の合計額に相当する額 (1)事業所等の新增設等に伴い取得した固定資産（家屋及び償却資産に限る。）に係る固定資産税（当該固定資産の取得者に新たに課すこととなった年度から最大6年度分のものに限る。） (2)事業所等の新增設等に伴い取得した家屋に係る都市計画税（当該家屋の取得者に新たに課すこととなった年度から最大6年度分のものに限る。） （第1号及び第2号について1件当たり限度額6億円） (3)事業所等の新增設等に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施した場合、当該調査に要した経費（1件当たり限度額50,000千円） (4)賃貸室の入居に要する経費の一部に相当する額（交付対象者が指定する日から最大5箇年分のものに限る。京大桂ベンチャープラザ北館及び南館並びにクリエイション・コア京都御車においては、1件当たり限度面積100平方メートル、京都リサーチパーク地区においては1件当たり限度面積200平方メートル）
平成28年度M I C E 誘致強化事業補助金	平成28年度から債務消滅時まで	M I C E 誘致強化事業補助金の交付対象として認められた次の第1号及び第2号に掲げる額の合計額に相当する額 (1)大規模国際会議の開催に要する経費と開催に伴い生じる収入額との差額（1件当たり限度額10,000千円） (2)大規模国際会議の誘致に要する経費（1件当たり限度額1,000千円）
平成28年度木質ペレット需要拡大事業補助金	平成28年度及び平成29年度	25,000
平成28年度空き家対策推進事業補助金	平成29年度	15,000
平成28年度らくなん進都整備推進事業（土地の売却）補助金	平成28年度から債務消滅時まで	らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金制度の対象事業として認められた土地の売却価格から当該売却価格に0.05を乗じた額を差し引いた額に0.05を乗じて得た額（1件当たり限度額15,000千円）

事 項	期 間	限 度 額
平成28年度らくなん進都整備推進事業（土地の賃貸及び貸事業所の新築等）補助金	平成28年度から 債務消滅時まで	千円 らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金制度の交付対象者が納入する次の第1号及び第2号に掲げる市税の額の6年度分（1件当たり限度額年2,000千円） (1)賃貸した土地又は事業所等に供される土地に対する固定資産税（上記奨励金の交付対象となるものに限る。） (2)賃貸した土地又は事業所等に供される土地に対する都市計画税（上記奨励金の交付対象となるものに限る。）
平成28年度建築物耐震改修事業補助金	平成28年度から 債務消滅時まで	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に該当する建築物（その敷地が、緊急輸送道路のうち優先的に耐震化を図るべき重要路線として市長が定める道路に接するものに限る。）の耐震改修工事に要する経費に3分の2を乗じて得た額（1件当たり限度額20,000千円）
平成28年度建築物耐震改修事業補助金	平成28年度から 債務消滅時まで	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項に該当する建築物の耐震改修工事に要する経費に100分の23を乗じて得た額（1件当たり限度額23,000千円）
平成28年度建築物耐震改修事業補助金	平成28年度から 債務消滅時まで	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号に該当するホテル又は旅館の耐震改修工事に要する経費に100分の23を乗じて得た額（1件当たり限度額20,000千円）
平成28年度建築物耐震改修事業補助金	平成28年度から 債務消滅時まで	昭和56年6月1日において現に存し又は現に工事中であった分譲マンションで耐震診断の結果いずれかの階のI s値が0.6未満又はいずれかの階のq値が1.0未満であるものの耐震改修工事に要する経費に2分の1を乗じて得た額（1住戸当たり限度額600千円又は1棟当たり限度額48,000千円のうちいずれか低い額）
市営住宅管理システム更新整備費	平成29年度	64,350
平成28年度市営住宅実施設計及び建設費	平成29年度及び 平成30年度	2,583,145
道路台帳補正経費	平成29年度	54,270
御園橋工事費	平成29年度	292,000
橋りょう点検費	平成29年度及び 平成30年度	116,000
笠トンネル補修工事費	平成29年度	134,000

14 一般

事 項	期 間	限 度 額
西羽束師川河川改修工事費	平 成 29 年 度	千円 183,000
鴨川東岸線工事費	平 成 29 年 度	253,000
中山石見線工事費	平 成 29 年 度	330,000
北泉通工事費	平 成 29 年 度	490,000
上鳥羽南部地区区画整理補助事業費	平 成 29 年 度	63,000
室町消防出張所整備費	平 成 29 年 度	162,000
平成28年度学校増改築等施設整備費	平成28年度から 平成30年度まで	9,708,500

第4表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業費	1,322,000	証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	8.0以内ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
特定環境保全公共下水道事業費	5,000			
総務施設整備費	4,406,000			
地域情報化推進事業費	376,000			
市民生活費	6,000			
文化市民施設整備費	728,000			
児童福祉施設整備費	489,000			
障害者福祉施設整備費	133,000			
高齢者福祉施設整備費	153,000			
保健衛生施設整備費	75,000			
市立病院費	5,000			
環境施設整備費	5,705,000			
環境車両整備費	96,000			
産業振興費	375,000			
技術振興事業費	60,000			
観光事業費	8,000			
農業農村整備費	37,000			
森林整備費	20,000			
産業観光施設整備費	68,000			
交通政策費	134,000			

発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額

16 一般

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
古都保存事業費	千円 281,000		%	
開発指導費	5,000			
公営住宅整備費	2,088,000			
公園緑地整備費	316,000			
一般公共事業費	7,388,000			
消防施設整備費	1,151,000			
学校施設整備費	6,772,000			
都市整備費	4,684,000			
水道事業出資金	1,094,000			
高速鉄道事業出資金	9,626,000			
高速鉄道事業補助金	15,000			
災害復旧費	185,000			
臨時財政対策債	39,047,000			
退職手当債	5,024,000			
計	91,877,000			